

## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 法人後見実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受任する法人後見業務（以下「後見業務」という。）に関し必要な事項を定める。

### (事業の趣旨)

第2条 後見業務は、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人（以下「成年後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

### (後見業務)

第3条 本会は、次の各号に掲げる業務を行う。  
(1) 成年後見人等としての業務  
(2) その他前条の趣旨に合致すると認められる業務

### (秘密の保持)

第4条 本会及び後見業務に携わる職員（以下「職員」という。）は、業務上知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。  
2 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

### (定期訪問)

第5条 本会は、後見業務を行うため、原則として月1回、成年後見人等の居所を訪問し、成年被後見人等の安否の確認を行うとともに、心身の状態及び生活の状況の把握に努める。

### (財産目録の作成等)

第6条 本会は、成年後見人等に就任したときは、すみやかに財産調査を行い、財産目録を作成するとともに、収支予定表及び身上監護計画を策定する。

### (管理物件の保管)

第7条 成年被後見人等の財産のうち権利証等の重要書類は、原則として、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは本会の事務所に備える耐火性の金庫に保管することができる。  
(1) 現金  
(2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）  
(3) 金融機関届出印  
(4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

### (財産管理の考慮事項)

第8条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

### (費用)

第9条 後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができるものとする。

### (台帳の整備)

第10条 本会は、後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

### (従事職員等の任命等)

第11条 本会会長は、福祉に関して専門の知識または経験を有する職員の中から、後見業務に従事する職員を任命する。

### (法人後見運営委員会)

第12条 後見業務の実施にあたり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、業務の公正性及び専門性を確保するため、「成年後見運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。  
2 本会は、成年被後見人等の受任の適否について、運営委員会に諮り、その審査結果を踏まえて、本会会長が決定する。

### (後見業務の対象者の要件)

第13条 紛争性が無く、身上監護と日常的な金銭管理が中心の方で、次の各号のうちどれか一つに該当する方。ただし、第4号は本会及び運営委員会の判断による。  
(1) 昭和村長申立をする方で、他に適切な後見人等が得られない方  
(2) 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方  
(3) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）利用者で判断能力が低下した方のうち、第1号か第2号に当てはまる方  
(4) 本会及び運営委員会が特に必要と認める場合  
2 成年後見人等の受任は前項各号に規定する対象者について、経済的な理由から特に適切な後見人等を得られない方や、虐待による深刻な権利侵害を受けている方を優先し、必要性、受任能力、成年被後見人等との利益相反関係、昭和村長による後見開始等の申立への対応等の観点から運営委員会が審査を行い、適当と認めた場合にこれを受任する。

(報酬付与の審判の申立て)

第14条 本会は、後見業務の報酬について、成年被後見人等の資産等の状況により、必要に応じて家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができる。

(類型の移行申請)

第15条 本会は、成年被後見人等について、意思能力の程度に変化があったと認める場合において必要があるときは、当該成年被後見人等が成年被後見人である場合にあっては補助開始または保佐開始の審判を、被保佐人である場合にあっては後見開始または補助開始の審判を、被補助人である場合にあっては後見開始または保佐開始の審判を、それぞれ家庭裁判所に申し立てるものとする。

(辞任)

第16条 本会は、成年被後見人等が昭和村の区域外に転出し、またはその他の特別な事由により後見業務を継続して行うことが困難になったときは、家庭裁判所に成年被後見人の辞任の申立をすることができる。この場合において、当該成年被後見人等について必要があると認めるときは、当該成年被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後任の成年被後見人の選任を、第12条の手続きを経た上で、申し立てるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、法人後見実施に関する必要な事項は、本会会長が決定する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。